

「民法典論争の家族制度史上の意義」

その他のタイトル	The Historical Role of the Dispute about the Civil-Code (1890) in Modern Japanese Family Law
著者	松本 暉男
雑誌名	關西大學法學論集
巻	14
号	1
ページ	25-49
発行年	1964-05
URL	http://hdl.handle.net/10112/00027602

「民法典論争の家族制度史上の意義」

松 本 暉 男

目 次

- 1 従来の研究業績の整理と問題点
 - 2 法典論争の社会的・経済史的背景
 - 3 法典論争における「学派」と「婚姻」イデオロギーの系譜的構造
 - 4 民法典論争の法史上の意義
- 「結び」にかえて——

一、従来の研究業績の整理と問題点

本稿は、明治二〇年代の法典論争——とくに民法典論争——の先学の諸業績をふまえた上で、この論争が、明治二〇年代に再編・強化され三〇年代中期頃から不動の体制として発展せしめられる「家族制度」イデオロギーの形成に、どのような史的意義をもちえたかを考察する。これを、論争の「機能論」的考察といてよいであろう。

民法典論争について、先学の研究は非常に豊富であるが、その圧倒的に多くが、法典論争の「性格論」に終始して

いることは否定できないであろう。ここで純「性格論」ないし「性格論」的研究というのは、断行派と延期派との対立が、どういう学派的・又は階級的イデオロギーの対立を意味したかという論争の意義を明らかにしようとするものである（この研究では、旧民法と明治民法とが、その家族法規において、）。それは、断行派が敗れ旧民法が葬り去られたという事実、及び二〇年代の中期に、あのようによくのイデオログによって民法編さんについての論争（とくに家族法）が白熱的になされたという事実自体が、家族制度イデオロギー（それは、また家族国家主義体制の側面である）の再編・強化の過程でどのような意義をもったのかを問題とする「機能論」と區別されねばならない。機能論的研究は、何よりもまず法典論争の性格決定によって、明治二〇年代の日本社会の法制上、社会経済上の状況に正確に「論争」の事実を位置づけることを前提とするのであるから、その意味では、当然ながら「性格論」の今日の成果をふまえて可能になるといわねばならない。

× × ×

民法典論争についての実証的研究（及び「論争」の性）として、戦前には星野通「明治民法編纂史研究」（昭一）に「民法典編纂史の一環としての法典論争史」と詳細な「資料編」が収められ（以下、星野「編」と略称）、更に詳細な「民法典論争史」（昭一）もあり（以上、星野「論」、平野義太郎「明治法学史における一学派」（以下「平野論文」と略「法時第五卷八号所掲」、玉城肇「日本家族史―明治以後」（日本家族制度全集・史論篇「家」）などが出たが、戦後の業績は多く、平野「日本資本主義の機構と法律」（以下、平野「機構」、我妻「民法典論争における家族制度」（下、我妻「家族制度」という）、青山道夫「日本家族制度の研究」（昭三）以下、青、宮川澄「日本民法典論争の社会・経済的基礎について」（昭二五、三四年。本稿では、第二期第一巻所収版を「社会・経」、中村（吉）「法典争議について」（下中村「法制史」という）、中村（菊）「旧民法と其の経済的基礎」と略称して引用する）、田中実「法典争議と福沢の立場」（以下「法典争議と福沢」という）、玉城「法典論争性格」（以下「旧民法の性格」という）、田中実「法典争議と福沢の立場」（以下「法典争議と福沢」という）、

の社会・経済史的背景」(「近代日本における家族構造」一九六)、熊谷開作「民法典論争とその意義」(「家族問題と家族法」第一巻三三二頁以下)、玉城「家族構造」という(「法学研究」第二一九卷四号)などをあげることができる。他にも、法典論争についての研究は多い(とくに、中村菊男「近代日本の法的形成」所収の諸論稿や遠山茂樹「民法典論争の政治的考察」志林第。これらは略称を用いず引用することとする)。(四九卷一号や手塚豊氏の「法学研究」所載の諸論文など)

これらの文献をみると、「性格論」をふまえた上での「機能論」の展開という点では、右の平野論文と、玉城「家族構造」、宮川「社会・経済的基礎」、田中「法典争議と福沢」、熊谷「民法典論争の意義」を除けば、ほとんど成果を見出すことはできないように思われる。しかも、従来の「民法典論争」論の、もともと公平で適確な批評的立場を示された熊谷教授においてさえ、右の論稿において、法典論争が家族制度の再編・強化過程で、どのような機能を果たしたか(=家族制度イデオロギーの形成にどのように貢献したか)について極めて簡単に指摘されているにすぎない。前掲の熊谷論文をみると――(傍点はす。べて松本)。

第一に、延期派には、「法典編纂それ自体に反対の意図があったこと」「この旧民法が生まれ出る前から民法典の出現をさまたげようとする反対論の底流がすでにあったこと」を確認し(三三三頁)、このような延期派の勝利に終った論争への評価は、「第一草案から旧民法への立法過程の究明および旧民法の性格」の評価に直結するものではないとして、純「性格論」的研究ともいえるべき従来の学者の問題意識(とくに、中村一星)を批判する(三三六頁)。

第二に、民法典論争が「明治絶対主義の矛盾」を反映するものであったこと。「明治維新は革命ではなかった……」。つまり、「反封建闘争をたたかかったエネルギーは、耕作農民大衆や都市民大衆から発し」たが、「革命を成就させることはできず」、「寄生・手作地主層と政商資本家群を階級的基礎とする絶対主義体制」の形成過程で、零細自作農が没落し、とくに自由民権運動に敗北してからは、多くが農地を失い、「政治的発言も団結力も」弱化した……。延期派は、

「国民生活の窮乏をとりあげて、立論の基礎」とし、民法典論争が『大部人民の不平』を抑えるという政治的要請の前で行われたこと」に注目すべきだとする(三三八頁)。

第三点。延期派は「中等以下ノ人民」の保護をうたって個人主義法制を批判し「人民共同ノ利害ヲ顧」みるべきことを強調した(「五年四月「法典実施延期意見」の)。教授は、延期派が決して社会主義的主張をしたわけではなく、「国民生活の窮乏」の解決を「古い共同体の再生産に求めた」こと、この共同体理論が「国家への帰依に直結する」こと、「国体・忠孝一致のドグマ」がそこに必然的に据えられることになったことを跡づけた。

第四点。断行派が、「法典ハ社会ノ経済ヲ攪乱スト」という延期派に対して理論的準備がなく、「共同体論にまっとうから対抗せず、かえって延期派の醇風美俗論を肯定し、その論理にまきこまれ」て敗北したことの基礎を、教授は、断行派の論理が、「半ば封建的・半ば近代的」で「近代的市民法の立場にはっきり立つことができなかった」点に求める(三四五頁)。フランス法学派で特色づけられる司法官僚が、断行派の主張を一貫したのは、「フランス法典を輸入すれば司法官僚は従来の存在をつづけることができると考えたからだ」とする(一八年の内閣制の「発足によって政權は統一の独自の存在を認められていた司法省も、このときから、統一内閣に従属するようになった……」(「反政權的獨立性を保つ上で……」)。要するに、「フランス法の技術が日本で生命を保つかどうかは(断行派)にとって死活の問題でもあった」とされる(三四六―七頁)。

教授によれば、断行派の論理は、近代市民社会の法理念(個人主義的な権利義務)を内面化しないままに、「近代的」民法典を実施することさえできればよいという非合理的現実的なものであったことになる。

かくて教授は、さいごに民法典論争の意義を「要約」的にまとめ、①延期派の勝利に終った第三帝國議會会で、延期派の「国民的立場」の論理がゴマカシにすぎず、巨大寄生地主・政商大資本家の論理にすぎなかったことが判然とし、彼等の勝利によって絶対主義(とくに、封建的「家族制度」)立法のみちが広く開かれた、②民法典論争は、政治史の上では天皇制絶

対主義体制整備のための一大里程碑であり、立法史上は、支配階級（＝巨大寄生地主・政商大資本家）が法学イデオログを配下におくことを可能にした（たとえは二六年三月の法典調査会成立において）、と結論している（三四九頁）。

以上、くわしく熊谷論文の骨子を抽出したが、旧民法の性格、それと明治民法との比較に終始する純「性格論」的研究と異り、むしろ、その従前の性格論的研究の成果をふまえた上で、民法典論争が法史上の一事件としてもつ客観的「意義」に焦点を合わせているという意味で、実証的科学的な「民法典論争」論だといえるであろう。旧民法と明治民法との性格上の対比によって、民法典論争の史的意義を確定しようとする試みは、純「性格論」的研究と称すべきこと前言之如く、この型の発想形式は、論争におけるイデオロギー的対立、その階級的対立を捨象するか、または捨象しないまでもイデオロギー的対立に史的意義を求めることを故意にさけるものをさす。中村「旧民法の性格」（前掲一頁）は、その典型で、「穂積八束のいった『民法出デテ忠孝亡ブ』という主張が如何に『出儘目』のものであるかが判らるであろう」（註（2））という結論が示すように、旧民法の公布案がすでに反動化して、星野「論争史」のいうようなブルジョア民主主義的民法でなかったと説く。従って、中村「前掲」論文では、延期派と断行派との、保守・反動と自由・進歩主義とのイデオロギー的対立に民法典論争の意義を求めることは無根拠とされ、「断行派の主張の背後には『条約改正のため』という主張があり、それが仏法学者及びその周辺の人々を旧法典公布後までも激励し、彼等の主張を正当化せしめていたと思う」（一七頁）とされる。この中村論文が星野説その他の「通説」（星野、平野、青山、玉城説）への批判の一環だった（中村「民法典論争の性格」法学研究第二五巻第一〇号）ため、これへの星野教授の反批判・以後の中村＝星野論争自体までが、純「性格論」的な「民法典論争」論の様相を帯びたことは前述した（この点につき、熊谷）。我妻「家族制度」も、純「性格論」的把握に終始しており、明治民法の家族制度の規定が旧民法のそれと大差のないこと、旧民法に比して大家族主義をと

ったわけでないことを条文比較的に考察し（一八五頁以下。ここで明治民法の保守性を強調する玉城「前掲」論文二〇一頁以下を「うがめている結果、「うがった解釈」と、延期派の主張を充分に容れない明治民法の制定をみたことの説明として、民法典論争という印象をうけたことに他ならない）、「既に純学理的のものでなく、学閥・政争の色彩を有し、それが鎮静したこと」、「条約改正の必要という外的要素の強圧が加わったこと」を原因とみる（二〇三）。これらの純「性格論」的アプローチの特色は、民法典論争「論」における階級的イデオロギーの対立の捨象、または軽視の結果として、学理・政治的主導権・条約改正などを、論争の重要な契機とみる傾向がある。これに対し、平野・玉城・宮川・中村（吉）等の前掲の諸研究は、民法典論争における、階級的イデオロギーの対立を重視し、それが如何なる階級間の論争であったかの性格決定を、目指す点では、依然として、「性格論」的研究であるにせよ、法制度及びイデオロギーを可能にする下部構造の発展過程において、民法典論争を問題としてきたのであった。その限りで、これらの「性格論」的アプローチには、民法典論争の法史上の意義を、天皇制支配体制の発展史の特定段階として追求できるといふ、一つの確信が伏在してきたといえよう（とくに、宮川「社」と玉城「家」）。玉城「家族構造」と宮川「社会・経済的基礎」の二論文は、そのような可能性への確信を特に明確に示したものと見える。玉城論文は、明治二〇年代の前田正名の「日本在来の農業経営および固有工業の発展を根幹とする」産業再編論と、国民に「日本天皇国」の成立を知得せしめる必要を力説した「国家再編論」とを、二〇年代の穂積八束らの「祖先教の国」「祖先崇拜を中心とする家」についての主張の先蹤として把握し（一九六）、前田、穂積の両説の間の共通理論を抽出し、その対応点が明治二〇年代以後の日本資本主義発展の原則でありえたことを説く。宮川論文も、形式的な純「性格論」的検討を離れて、「経済的土台と照応する法制度確立への歴史的意義を有しているもの」として、「日本民法典論争が何故に生じたのであるか」を問題とする（二〇〇）。

従来の純「性格論」的研究では、民法典論争の法史上の意義は遂に明らかにされないであろう。すでに中村(菊)論文や手塚「前掲」の星野批判にみたように、旧民法の公布案は決してブルジョアの進歩的なものでなかったし、後に考察するように「論争」は法典編纂についての主導権争いにすぎなかった。その点、平野「機構と法律」や、玉城・宮川「前掲」などが、民法典論争「論」に發展史的視角を導入し、家族国家主義体制の發展過程において考察しようとしているのは、民法典論争を一つの「事件」として歴史的に位置ずけて、その意義を追求するかぎりにおいて、はるかに科学的なアプローチだといえるであろう。しかし、この種の「性格論」的研究も、次の二点に批判の余地があるように思われる。第一に、民法典論争の契機として階級發展の分析に主力が注入されているが、それだけでは、論争を、家族国家主義体制の發展過程に正当に位置づけたことにならない。明治初年以後の、体制の矛盾的發展は、家族、婚姻についてのイデオロギーの複雑な存在形式と錯綜を不可避ならしめたのであり、だから、たとえば「ヤソ教」を批判し「忠孝」を強調したものが必ずしも延期派に属したわけではなく、断行派にも保守・反動的イデオロギーが多数参加していたのである。従って、延期派・断行派の階級的基盤の究明と同時に、民法典論争における、家族・婚姻イデオロギーの分布状況を把握し、明治初年以後から錯綜しつつ發展し「論争」で「整理」されて三〇年代に継承されていったイデオロギーの系譜的関連を、そこにおいて読みとるのでなければ、家族法史上の一事件としての「論争」の意義は明らかにならないであろう。第二に、この種の「性格論」的研究は、民法的論争を保守・反動派と進歩・自由派との対立とみるが、星野「論争史」「編纂史」のように、旧民法の相対的進歩性の程度(及び、それと明治民法)に論争の性格と結びつけないまでも、旧民法の個人主義、明治民法の戸主制・大家族制尊重という図式論的把握を捨てきれないでいるということである。かりに旧民法草案が元老院審議の段階で反動化せず、進歩的な家族制を認めた

第一草案のまま公布されたと仮定しても、明治民法の起草には断行派も参加して延期派の主張通りの「我邦古来ノ家制」が規定されたのではないから、その保守性において殆んど差をみない旧民法と明治民法との性格差の分析は、少なくとも民法典論争の「意義」づけに役立つまいというべきである。^(註)

さて、熊谷「前掲」論文は、右二点のうち、第二点の図式論的把握の方法と明らかに袂別を示したものであり、むしろ民法典論争の意義を、天皇制支配体制の再編・強化過程の一事件という点に集中して捉えようとしたのであり、従来の「性格論」的研究にまさっている（前掲の玉城、宮川論文は、その表題が示すように民法典論争の）が、「機能論」的視角に徹しえないものを含んでいる。論争において複雑な錯綜を示す婚姻イデオロギーの系譜的関連が明らかにされておらず、むしろ、半封建的・半近代的立場の断行派と、古い共同体理論を説く延期派との対立というように単純化され、論争のもつ家族法史上の意義は、延期派の勝利により、（家族）法イデオログが「明治絶対主義の矛盾」を背景とすることに、よって統一された点だとされる。だが、論争は、家族・婚姻イデオロギーの単純な二派の対立でなかったし、論争という事件によって結果された法制上・イデオロギー上の影響は、その背景となった社会的経済的状况の分析、それへの論争の与えた政治的・社会心理的影響として捉えられねばならないであろう。教授は、明治維新を（ブルジョア）革命でなかったとし、「明治絶対主義の矛盾」を説かれたが、このような発想を典型的に示す平野「機構と法律」が維新史学者によって非難されている現状にも注意をむけねばならないし、かりに右の発想を貫くのなら、「断行派」がどのような階級的利益の代弁者であったかを明らかにしなければ（教授は、「延期派」についてのみ、その階級性を指摘されている）、断行派が敗北したという歴史的事件の意義は究明されたことにならないし、延期派の勝利によって「法学イデオログの統一」が可能になったという事実の必然性も論断できないはずである。

註 旧民法(公布案)と明治民法の性格(一家族・婚姻について)には大きい差異がなかったから、旧民法を擁護したからといって、断行派が相対的には進歩的であったということとはできない。そこで、「性格論」的研究における、「論争」の両派の階級分析が、「論争」の意義を究明するの役に立ちそうである。

ところで、「ブルジョアの法制の移入」とはいいながら、両民法ともに。その「近代性」は、婚姻成立における当事者の合意の要件・個人の財産所有権の承認を、戸主制や家産制の制約の下で実現することを意味したにとどまる、しかし、この程度の「近代性」(ブルジョアの個人主義的律)のいう「半封建」にしても、とも、早急に民法典を制定、実施することが、資本主義的生産諸関係の「予定調和」的發展に必要なことは、両派共認識していたのであり、延期派は、専ら反フランス法学的感情・立法の主導権確保の意図などに動機づけられて「反対」のための「反対」をとねえたにすぎなかった。そこで、「論争」の両派の階級の対立性を追求しても、学派・主導権(勢力)の対立が絡んでいるわけで、これらのすべての点を通じての対立の「線」がありうるのか疑わしい。(後述三を参照。産業ブルジョアの立場に立つ福沢が、延期論を説いた。たり、フランス法学者で延期派につく者があるという具合である。)

一体民法典論争の法史的意義は、どういう立場の人々が、どういう問題で争い、その何れが勝利したか、という「性格論」的把握によらねば究明できないものであろうか。「論争」が法史上どのような役割を果たしたかという、いわば「論争」の「機能」を問うことが大切なのである。家族国家主義体制は、政治的には「家族国家」イデオロギーとして機能するものであった。民法典論争の過程で、延期派がこのイデオロギーを具体的に呈示し、断行派は、そのことによって反家族国家主義イデオロギーの陣営に癒着させられる。換言すれば、「論争」は、明治初年以來の、家族・婚姻制についての諸イデオロギーを、延期派・断行派の何れかに統合させ、家族国家主義に立つか否かの一大系譜のイデオロギー対立を、三〇年代以後に創出・発展させる契機となったのである。これが「論争」の「機能」的意義である。その家族法史上の史的意義としてはこれと十分でなからうか(両派の争いを、社会的・政治的・経済的・学派的対立とみる図式論的把握は、(後述三・四)。)

二、法典論争の社会的・経済史的背景

(一) 明治維新を、ブルジョア革命とみるか否かによって、明治政権をブルジョア政権とみるか否か、従って又、その資本主義的諸施策の性格をどのように規定すべきか否かが左右される。すでに版籍奉還から地租改正にいたる一連の改革によって封建的土地所有は廃絶され、明治政権は、資本主義的發展に即応し、これを促進するような政策をとらざるをえなかった。明治維新をブルジョア革命でないという主張には、①ブルジョア革命はブルジョアジーを

主体とすることが本質的要件であり ②農業革命（＝農民解放）を必ず伴うものだという論理があり、明治維新が右の二要件を充足しなかったから革命でなかったというのである。しかし、歴史上の代表的なブルジョア革命は、「むしろブルジョアジーが未成熟であり、ブルジョアジーとプロレタリアートとの分化が明確になっていない時期におこなわれている」。「逆にこの分化があるていど進むと、ブルジョアジーはプロレタリアートをおそれ封建勢力と妥協し、ブルジョア革命を中途で放棄してしまうことは、ドイツの三月革命の場合が明瞭に示している……」

（樺西光運他「日本資本主義の成立」所収「明治維新の本質」参照）。「フランス革命の場合、その主体は中小農民・商工業者・初期プロレタリアートから、サン・キュロットのようなルムペンまでを含み」ブルジョアジーは「その比較的微少な一部分にすぎなかった」。明治維新が、インテリゲンチヤ層であった下級武士層を指導者層としつつ、農民・地主や商人などの平民を革命のエネルギーとして遂行された変革であり、産業ブルジョアジーの成長と独自性が明確でなかったにせよ、すでにブルジョア的諸関係は形成されつつあったのであり、ブルジョア革命と規定して何の不都合もないであろう。野呂栄太郎は、かつて、「地租改正は直ちに封建的時代の廃除を意味するものではなく、事実上、ただ、旧封建的土地領有者への生産物地代（物納貢租）が、今や唯一最高の独占的土地領有者たる中央集権的専制国家への貨幣地代＝金納地租に転化せられたに過ぎなかった。」（『農業・戦略戦術問題』三三―四頁）と述べたが、このように、地租を最高地主としての国家に対する封建的収取とみて、農民の維新後における「封建的」隷従を説くことは、明治期の国家権力機構―特に財政的基礎―の「封建性」に即応してはいるが、制度的には根拠のない理論だといわざるをえない。地租は「封建地代」的ではあったが「金納」に改正され、農民をその重要要素とする「国民」生活の名において収取・支出されたのであるから、「単なる封建地代の形態変化（貨幣地代）」ともいきれない租税的性格をそのはじめからもたざるを

えなかつた……」(戸田慎太郎「藩政改革」と明治維新一七頁)。もっとも、国家権力機構の封建性に地代を直結させず、寄生地主制を封建的
土地所有の形態とみて明治維新のブルジョア革命的性質を否定する説もあるが、フランス革命の土地改革が、「分割
地的土地所有を確定しただけでなく、日本の寄生地主制に類似した折半小作制をふくむ地主制をも同時に法認したこ
と」、明治維新の土地革命が「寄生地主制だけでなく、分割地的土地所有(『自作農的土地所有』を法認したこと」
は十分想起されねばならない(丘山春平「歴史方術」の方法三二新書版)。その他、明治維新をブルジョア革命でなく、封建制の再編成だとす
る見解は、平野「機構と法律」や服部之総「明治の革命」など多数みられるが、楳西他「前掲」論文に丹念な批判が
のせられているので、ここでは、ブルジョア革命とは、土地革命を不可欠の要素とし、封建的領有の廃絶による土地
私有化、この私有財産制を基礎として商品の資本家的生産様式が可能にされる「変革」をさすことだけを指摘すれば
十分であろう。明治維新は、封建身分たる下級武士層に指導されたとはいえ、資本家的生産様式の条件をうみ出した
限りでブルジョア革命だったのである。

〔2〕明治維新の「革命」の性質は、長い鎖国のために原始的蓄積が微弱だったにかかわらず、外圧のために早産
せしめられた結果、農業の資本家的成長の困難、藩政改革を通じて政治的に訓練されていた下級武士層の政治的進出、
等々の跛行性を示していた。倒幕派の下級武士層の一部は、維新後の藩閥政権の骨格的部分に上昇し旧貴族層と共に
皇室絶対主義の体制を強化する者や、「啓蒙」主義思想の洗礼をうけ自由民権運動の推進者となる者などにわかれる
が、多くは没落し、中小商工業に編入されていった。

維新当時全人民の七割以上を占めた農民は、商品⇨貨幣経済の滲透と「封建的」貢租の収奪とで幕末にすでに窮迫
の底に陥っていたが、商業資本・高利貸資本に対する封建諸侯の財政的依存、下級武士層の封建的特権からの遊離・

無産者化などの諸矛盾も決定的であった。他方、ブルジョア民主主義思潮やキリスト教、とくに自然法の思想は、津田真道・西周・中村正直・福沢諭吉らによって数多く紹介され、下級武士層の心を捉え（とくに、佐幕派におけるキリスト教については、別の機会に考察する）、やがて自由民権運動の思想基盤、自由民権法学イデオログの創出条件となった。明治政府は、すでに幕末以来形成されつつあったブルジョアの諸関係を保護し、封建的諸関係を不十分ながら廃絶する政策（内田稯吉「日本資本主義論争史」上七八六頁）をとったが、政府要人自体に、ブルジョアの社会観・価値観が内面化されていたわけではなく、従って、維新後早々に「ブルジョアの」民法編纂に着手した動機は、①対外的に条約改正の急務を控え、その前提として必要だったこと②民法制定によって、封建的生産様式を資本主義的様式に強行的に「転化」する必要を、いわば「自生的」に可能にしようとしたからであった（富川「前掲」三三六―三七頁）。わけてもフランス法を学習し、これによって早々に民法を編纂しようとした司法官僚が、近代主義的価値観に発したのでなく右のような理由に動機づけられていたにせよ、資本主義的生産様式の基礎的規律としてのブルジョア的法律制度の移入、実施の必要を痛感していたことは平野「機構と法律」八頁の指摘する通りであった。

しかし、近代法律制度の移入、実施の「動機」が示すように、明治政府にとって、ブルジョア的法律制度の確立も、天皇制支配体制の再編、強化と矛盾してはならないのであった。明治一〇年代、次第に資本主義的諸施策を「上からの改革」として推進することによって、明治政府は、自己のブルジョア政権を「絶対主義」的体制として確立するにつれ、反封建的闘争としての農民闘争、自由民権運動を弾圧し、体制の内的矛盾を「絶対主義」に近い権力機構の強化によって幫殺したのであった。自由民権運動の物質的基礎（平野「民権運動の發展」五頁以下）は、貧農・小作人・下級没落士族から政商資本家・高利貸資本家・地主層までを反政府運動にまきこむ条件を内在していたが、小作人・貧農と寄生地主

層との利害対立の激化、政府の保護助長による産業ブルジョアジーの形成の過程で、反動化した地主と産業ブルジョアジーは自由民権運動から脱落していったのである。「反政府イデオロギーによって右記のように雑多なグループが結集し、民主主義的政府の樹立、地租からの解放、近代資本のための自由の確立という要求を運動の過程で成長させ、政治的表現の実現にまで高めた」(宮川「前掲」)とはいえ、資本主義的生産様式を代表する、産業ブルジョアジーを先頭とし、それらの利益の貫徹という運動でなかったため、ブルジョア民主主義を基調とする政治制度の要求として、最後まで一貫されなかつたのであつた。

明治政府が、自由民権運動を圧殺し、小作人・貧農と地主層との対立の激化、無産労働大衆の創出に伴う資本家と労働者との対立、社会的「個人」として目ざめつあつた家庭の子女及び女性と家父との新しい関係(森鷗外によれば女学生の社会的自覚は非常に進んでいたといわれる)を抑圧するために、家族制度及び家族国家主義イデオロギーの再編・強化に努めたことは周知の通りである(磯野誠一・富士子「家族制度」、川島「イデオロ」)。それは、とくに右記のような体制的矛盾の克服として一〇年代に明らかにみられるのであり(明治一五年がそのような儒教主義的政策のピークだといわれていることについて後述する)、皇室絶対主義、天皇神聖論という家族国家イデオロギーの要素的部分は「王政復古」という維新の論理にすでに伏在していたが(この点についても、次節で実証的に検討しよう)、天皇家を日本社会の宗家とし、これへの絶対的恭順(≡忠)が「報恩」として親に対する「孝」の義務と同質性をもち、ともに「上下和順」の発想形式で情緒的一体感によって遵守させるといふ家族国家イデオロギーの論理は、零細農民層からの収奪に基底をおいた跛行的な明治資本主義の体制的矛盾をカヴァーするときに、最適の道具として登場せしめられたのである。明治一五年は「皇学所」設置、「幼学綱要」頒布の年で、教育勅語の前提が成立し、「反動的修正」のはじまる時期(玉城「家族制度」思想と「家族国家思想」家族問題と家族法・第一巻所収)であり、次節にみるように、保守的諸イデオロギーが、皇室絶対と儒教主

義との結合を通じて、家族国家主義という基本路線に統一されていく年である。

このような背景のなかで、多分に封建的とはいえ個人の自由意思の尊重を基本とするブルジョア法制の移入の急務が痛感されていたわけであり、その意味では、多少とも「進歩性」をもち、早期条約改正を希望する者は、「断行論」をとえざるをえなかったという推定が(一)「応」可能に思われる。しかし、「進歩性」は、二〇年代における産業ブルジョアに、どこまで見出されるであろうか。田中「福沢の立場」が明らかにしたように、産業ブルジョアに立つ典型的イデオログであった福沢は、「延期論」者であった(「前掲」第三卷第三号。では、一体、断行論・延期論に、人を動機づけたものは何か。

三、法典論争における「学派」と「婚姻」イデオロギーの系譜的構造

〔1〕 婚姻イデオロギーの種類

民法典論争が終った明治二五年には、すでに自由民権運動は解消し、軍事型産業資本主義が確立し、そこでの資本主義的生産関係を法的に保障する民法典の制定が、条約改正という外的要因も手伝って、産業ブルジョアや地主層との深いつながりにあつた明治政権にとって痛切に欲求されていたとしても怪しむに足らぬであろう。延期派たる種穂八束との間に共通のイデオロギーの検出される前田正名においてさえ、「法律規則による保護政策」の必要が説かれたし(玉城「家族権」二〇二頁)、法典論争の経過をみても、民法典編纂そのことの急務は延期派においても理解されていたように思われる(次節参照)。

そこで、まず両派の間に、政治的イデオロギーの断層が存するかどうか——とくに婚姻制について——考察したい。維

新後、天皇制官僚機構に編入された一部の下級・中級士族（主として倒幕派）や、民権思想家に転じた藩儒の啓蒙思想において、当初から、皇室絶対主義の理念が矛盾的に混在していたことは注目に値する。「天主教ヲ毆ノ議」に対する諸藩議員の意見（すべて旧士族層である）「公」をみると——（傍点）

「宜ク速ニ皇國ノ神教ヲ興シ、洋教ノ侵入ヲ防ガン。其法、各処ニ神教館ヲ設ケ、修身平天下ヨリ人情ニ適スルモノヲ和文ニテ制作して教ユベシ。而シテ祭祀葬埋ノ典悉ク此館ノ管轄トナシ、此教ヲ奉ゼザレバ、平人ニ齒スルヲ得セシメズ。貧ヲ救ヒ、窮ヲ賑スノ權ヲ此教館に委任シ、異教ヲ奉ズル者アラバ、罪ヲ此教館ニ歸セン。此教ヲ設ケズ、妄ニ誅除スルハ不可ナリ。……」（稲津濟）

「犯ス者刑ニ処スルコト常典アルベシ。……其法ハ神祇官ヲ盛ニシテ万民ヲ教導シ、皇道ノ隆大尊崇、彼ヨリ尊キヲ知シメ、庠序ヲ興シ、五倫ノ道ヲ明ニシ、民心ヲ確定セバ、彼百方術ヲ尽ストモ入ルベキ覺ナシ。」（三輪肇）

「中臣ノ祝詞ヲ本トシ、土地ハ神州、歴帝ハ天孫ニテ、祖先皆恩ニ依リ、吾身モ生ヲ万物ノ靈ニ得タレバ、今上ヨリ沂リ、アラユル神祇ヲ尊信セズシテハ、親先祖ヲ尊敬スルノ詮モ、立タザルト云事理ヲ簡明ニシ、人心ヲ尽ク、是ニ帰着セシムベキ教法ヲ立テ、今日ヨリ天下ヲ誘導スベキ事。」（坂田莠）

「断然嚴刑ヲ以テスルハ、不レ教シテ民ヲ殺スニ近シ。先ズ彼ノ洋学先生ヲ説得テ、内外ノ別ヲ知ラシメ、神州固有ノ大和魂ヲ発見セシメ、又細民ニ会得シ易キヤウニ、論書ヲ布告シ、億兆皆神州ト神道ノ尊キヲ知ラシメ、又大ニ学校ヲ設ケ、皇國ノ大道ヲ以テ教導スベシ。」（磯部寛五郎）

これらに顯著に示されていることは、明治二年当時、旧士族層の尊王攘夷論において、「皇國の教法」「神皇ノ道」

「皇教」が力説され、皇室絶対主義・天皇神聖論よりする、日本国の「万国無比」性が是認されていたという事実である。これは更に二年九月「大学規則」(「集議院日誌」二年九月「皇国学神を祭り、孔廟釈奠御廃止ノ事」——元田直「東京土産」(三丁))において、次のように理念的規定で具体化された——

- 一、祖神ノ徳ニ非ルハナシ。然レバ独、学神ヲ祭ル可キニ非ズ。御世々々ノ
- 一、祖神ヲ祭ル可シ、然レドモ学校ハ、人々ニ
- 一、祖神ノ尊崇拜祭スベキ所以ヲ教ユルコト専務ナリ。必シモ其区域中ニ於テ、神社ヲ建、之ヲ祭祀セザルモ可ナリ。故ニ、皇学神ヲ祭ルヲ以テ否トスルナリ。

しかも一方で、欧米諸国の先進性を認め外国文明を移入して「開化」しなければならぬという「現実」的必要性が痛感されていること前言の如く、ここに、「西洋ノ新發明ヲ以テ更ニ古法ヲ釐正潤沢センコト、即、祖宗ノ大訓ニ合シ給ヘリ」(前掲「東京土産」第一卷「明治文化全集所収」という、奇妙な発想論理が登場することになったのである。つまり、「智識ヲ世界ニ求メ」「盛ニ西洋学ヲ開カザル可ラ」ざること強調はするが、そのような文明開化は、王政復古の賜物である、「我日本のくにとても上古の世には皆斯やうの御定と見」えるという考え方である(秋原正平「御誓」。この考え方は、加藤弘之「交易問答」(四年)の序文が「方今、皇学大に改興し、士人の此学に志す者日々に盛なれば、所謂大和魂のかく固陋迂僻なるものに非ざるを知りて、自ら開鎖の可否得失をも弁明すべく、従つて旧来の頑論自ら消除せんと予め期すべし……」と述べている所にも示されるように、文明開化主義と伝統主義(皇室絶對主義)とを単に二元的に含むのではなく、文明開化の必要性を「神国ノ伝統」尊重の内に解消して理解するという論理(前記「御誓」)に、更にいえば、王政復古↓「民主的な神国以来の伝統」(——全く架空の伝統であるが——)を復活せんがために文明開化を促進させるといふ

論理に他ならない。このように、当初から基本的に皇室絶対主義に限定され、家族問題についても儒教主義的価値観との深い妥協にあった啓蒙思想は、明治政府官僚群と、大部分の思想家にみられるものである。「啓蒙思想家」型イデオログとよんでいいであろう(加藤弘之、津田直道、阪谷素、中江兆民、山本亨助、小野梓など―これは、婚姻イデオログの一類。型でもありうる。拙稿「近代日本における婚姻イデオロギーの発展」法律時報 通巻四一巻四一五月号)。家族国家イデオロギーの再編・強化される明治一五年以後、福沢「帝室論」や加藤「人権新説」が出て思想的「後退」を示し「啓蒙思想家」型イデオログが、その皇室絶対主義、天皇神聖論を濃化し、儒教主義的家族制度イデオロギーとの当初からの深い妥協を露呈しはじめたのであった(この詳細については、拙稿「前掲」を参照、福沢の。また、維新当初から、儒教主義的イデオログとしての明確な態度をとった人々―彼等が忠孝一致の教説と実質的一夫多妻を容認したことについても拙稿「前掲」参照―)が、明治一五年以後、更にその保守・反動的性格を強化し、イデオロギーの系譜上からは、右の「啓蒙思想家」型イデオロギーを「吸収」し、三〇年代における明治政権の家族国家イデオロギーの基本的路線となったことも注意されねばならぬ(西村茂樹・元田永孚・杉浦重剛・村田保などが、これに含められよう―以下、「西村」村田」型イデオログとする)。「啓蒙思想家」型・「西村」村田」型の両イデオログが、明六社運動や自由民権運動に参加した者を多く含んでいたことは、前に述べた自由民権運動の不徹底さを意味していると共に、後者は勿論、前者の一部が民法典論争において「延期派」に属したことは興味深い。たとえば、加藤弘之の「延期」論にしても(種積陳重「法窓」夜話「三四七頁」)、津田や村田保の「古来ヨリ遺伝ノ慣習」を尊重すべき故に旧民法を不可とする「延期」論にしてもそうである。民法典論争の重要な機能的意義がここに求められそうである。

註 津田はいう「…進歩セザル者ハ進歩セシ者ヲ取ラザルヲ得ザレドモ如何ニ進歩セシモノヲ取レバトテ其國々ニ於テ必ず古来ヨリ遺伝ハ慣習アルヲ以テ全ク我が遺伝ノ慣習ヲ棄テ他國ニ法ルコト能ハザルナリ何トナレバ我身体ハ日本人ナレバ我が遺伝ノ慣習ヲ悉ク棄去テ他ヲ尊ベントセ

バ遂ニ身体ヲモ棄テザルヲ得ザレバナリ……聞ク処ニ依レバ民法人事編ノ如キハ本ノ草案ハ欧州ノ例ニ倣ヒシニ本邦ノ慣習ニ背馳スルヲ以テ法律取調委員会ニ於テ改稿セラレン趣ナレドモ是レ独リ人事編ノミナラズ財産編其他モ左様ニ致シタキナリ」〔「法学研究」第二〕（七卷第一二号参照）。

また、植木や森有礼が早くから主張しつづけてきたブルジョア民主主義的国家思想・婚姻思想は、近代における個人の「人格」の尊厳を基調とし、婚姻についても個人主義的・キリスト教的倫理の内面化を前提としていたので、實質的一夫一婦主義や夫婦の完全平等論を説くものであった。この立場を「植木・森」型とよぶが、これに属するイデオログは二〇年代においても反動化することなく、思想を一貫したといえよう〔拙稿「前掲」参照〕。そして、この系譜にたづなる島田三郎・岸本辰雄らが、いづれも「断行派」に属していたことも注意されねばならないし、彼等が明治民法制定以後、實質的一夫一婦主義実現のための民・刑法改正の運動、廢娼運動指導者として成長していったことは周知の通りである。

〔2〕 「学派」

明治一四年の政変で大隈のイギリス型立憲主義の主張が敗れ、プロシヤ型擬似立憲主義の憲法制度が、国是として確立した。憲法起草に関する綱領は、一、欽定憲法ノ体裁ヲ被用事。一、漸進ノ主義ヲ失ハザル事、を原則として明示した〔「憲法制定之由来」〕が、明らかにこれは、保守的儒教主義的価値観に立つ木戸孝允の「漸進主義」が、ブルジョア民主主義に立つ板垣退助の「進歩主義」を圧倒したものであった。この、漸進主義的憲法機構形成を基本方針として、政府は一八年に統一内閣制を設け、これに編入されるべき新官僚群の養成のために、一九年に「帝国大学令」を公布、二〇年には、旧士族層を基胎とする子弟が容易に官僚となりうる途を開き、それらが絶対主義的官僚に転化することを可能とした〔「文官試験試補」「見習規則」によって法科大学・文科大学・旧東大法〕。明治政府がこれによって、自由民権運動・

反政府運動に対抗しうる人的体制を確保しようとしたことはいうまでもないであろう(宮川「前掲」)。

帝国大学(東京開成学校)では、すでに明治七年にイギリス法が——とくに絶対王政を基礎づけるオースチンの法学——が講義されていた。ポアソナードは司法省学校で、自然法の講義をし、二〇年代の司法官僚がフランス法的自然法思想を習得していたことは明らかであろう。明治政府は、帝国大学に学ぶ未来の官僚群に、イギリス法学・後にはドイツ法学を教えることによって、「フランス法学のブルジョア的自由主義に対立することができると考えたのである」(宮川「前掲」)。

法典論争の断行派と延期派との、階級的階層的基盤の対立性が、どこまで明らかにされるかは甚だ疑問である。保守的な旧公卿層や旧藩士層のすべてが「延期派」ということはありえなかったし、産業ブルジョアジーの階級的基盤に立つ者でも、福沢は岡山兼吉・山田喜之助などと同様に「延期派」に属したが、小野梓・馬場辰猪は「断行派」であった。職業別にみても、延期派の中には村田保・岡本監輔のような司法官が含まれ(ただし、村田は法典論争当時五〇歳、学教育はうけなかつたはずである)、フランス法学派の内にも、木下広次・富井政章などの延期派が存在した。かくて、何が人を両派にわかれて白熱的に争わせるにいたったかの決定は、図式論的に、階級基盤の対立をとりあげる場合でも、学派の対立・司法官僚か否かの問題、また若干の——図式からはみ出た——例外的イデオログの存した事実を付帯せざるをえないのである。

四、民法典論争の法史上の意義——「結び」にかえて

〔1〕 論争の経過と論点の推移

「民法典論争の家族制度史上の意義」

フランス民法を母法とする旧民法の公布に先立ち、帝国大学法科大学卒業者より成る「法学士会」が、「法理精華」第二卷第一〇号で「法学士会ノ意見を論ズ」を発表し、法典編纂自体の価値をみとめつつ、ただ、それが「大事業」で「慎重ヲ要スルコトヲ知ルベキ」とし、短時日の間に制定してしまうと不便・不都合を生ずるのではないかという「延期論」を展開した。「商法、訴訟法がドイツ人作成原案によりながら、民法がフランス人作成の原案によっている」のは、「其学派又異ルガタメニ法典全部ニ対スル主義の貫徹セザル」ことになると非難し、「民情変遷極リナキ」今日、急いで法典を編むとすれば、「欧米ノ制」か、日本古来の「封建ノ旧制」によることになり、むしろ「民情風俗ノ定マルヲ俟ツ」べきだというのである。要するに時期尚早論であり、法典編纂そのものに反対の意向を示したわけではなく、また「保守」反動」という線は出てこない。「進歩的」な第一草案への批判ではあるが、法技術論が主題であり、「封建ノ遺制」に従うことを却って危険としている点が大切である。

更に注意に値するのは、公布案が確定され二三年四月、財産篇・財産取得篇・債権担保編・証拠篇が公布されるまでの、延期派の主張には、専ら立法技術上の非難（「旧民法は外国法の直移入で旧慣故法に合致し」に限られ、断行派の主張もこの非難への反論に限られていたといえることである。しかし、かつて仁井田益太郎が述懐したように、「延期派はフランス法派の法典を嫌ったのです……結局、フランス臭の法典が嫌いなのです」という感情的派閥の姿勢は（仁井田）に民法典編纂事情を聴く会（時報、昭和二年七月号、六四七頁）磯部の江木に対する感情的反撥（法政誌叢）二年一月三月）や、磯部に対する鳥居の感情的批判、花井の「証拠法」批判における非難ぶりなどから、論争史の初期にすでに歴然たるものがあったといえよう。民法典論争は、かくて、何も家族制度イデオロギーをめぐってのみ行われたのではなかったのである。

二、四、八、一〇、一二年八月に穂積八束の「民法出デテ忠孝亡ブ」が「法学新報」に出てから、論争は新しい様相を帯びる。二三年

一〇月に、旧民法の残りの部分（「人事篇」他）が公布され、穂積以後の論点は、完全に、「旧慣故法」「淳風美俗」「ヤソ教」「家制」「国家思想」「倫常」「社会ノ経済」という項目に移動してしまつたのである。法典実施の即時断行を説く断行論者に対する延期派の批判が、ますます激調を帯び両派の感情的対立の激化を招いたことは周知の如くである。穂積は、加藤や津田と同じく、国家有機体説への傾斜を示しつつ国粹主義を強調していたが、国家・憲法についての見解を早くから公表したにかかわらず（二年「帝国憲法ノ法理」、同「法治主義ヲ難ス」、家族法についての論述は、まだ書いていなかったようである。二三年一〇月に「人事篇」が公布され、それまでに既に「新法典」への不満にあられていた彼が、その権威主義的封建的パースナリティと「家族国家」観のために、好個の餌食を得たとばかり、忽ち「人事篇」批判に動き出したのであった。「家制及国体」「耶蘇教以前ノ欧州家制」「祖先教ハ公法ノ源ナリ」「民法ノ本体」などを、二四年以後、連続的に公表したのであり、家族制度が国体の基礎であること、「家」は社会構成の基礎たるべきこと、農業の維持に努めるべく、そのためには「公共経済」に便なる「家」の経済的作用を全うすべきこと等々が、主論点であつた（その分析については、玉城「家族構造」二〇三頁）。「民法出デテ忠孝亡ブ」以後、断行派においても、「法治協会」を本拠として和田・磯部・飯田・楠木・梅等が、延期派においては、奥田や「法学新報」が、主として「家」制度と国体との関係・旧慣故法・淳風美俗等と旧民法との関係について、論戦を交えたのであつた。

このような「論点」の移動から、民法典論争の「機能的」意義づけが明らかにされるのではないであらうか。二四年以後も、「証拠法」その他についての立法技術上の問題点、国の経済的安全と民法との関係、単純な感情論的批判が、あつたことは否定できないが、問題は両派の論争の重点の変化にある。穂積の教説が、批判のための批判という

強引さをもち、当をえていない部分を少からず含んでいたことについては前にもふれた。たとえば、キリスト教的婚姻思想を「一男一女情愛ニ由リテ其居ヲ同クス」「自由契約ナリト云フノ冷淡ナル思想」といい、フランス民法典が、夫権・家長権・妻の無能力などを認めているにかかわらず「個人平等ノ社会ヲ成シ……」た法制と誤解している。だが、その論の目的は、儒教主義的家族国家イデオロギーの再編・強化の二〇年代において、フランス法的個人主義的法制に範型を求めたところの——しかも現実には旧民法は全く反動的内容に化していた——旧民法を葬り去るという事であったのであり、だからこそ、「忠孝亡ブ」という情緒的反応を最も有効に生じさせるような言辞で挑戦したのであった。この傾向は、論争史の末期に、論争が「政争」の性格を決定的に露呈したときに、両派とも全く「論理」を無視した応酬をくりかえした点にも現われている。これらの詳細は、紙数の都合上、別の機会にまとめて発表することとする。

〔2〕 法典論争の意義

元来、イデオロギーは、政治や法制の状況についての、整合化・体系化された意識形態をさしており、社会心理・社会意識のように、輪廓の不明なものではない。イデオロギーの成立は、当該階級利益の代弁者によって、明確で固定した意味内容をもつ若干の概念によって体系的に組み立てられたところの、信念体系として現われ、体系としての安定性が大きい程、その社会統制作用も担保されることになる。

明治二〇年代前期は、「教育勅語」「欽定憲法」の制定により、「国体」観念が家族国家主義イデオロギーによって、ようやく体系化され、政治的イデオロギーとして確立されようとした時期であった。「臣民」の分限の意識、忠孝の一致の教説、「国家」観念のあり方などを明確化・強化するために、保守的イデオログが、この時期ほど活

躍した年代はないであろう。主要なものを拾えば、二〇年には、藤田一郎「国体論」、西村茂樹「日本道德論」、杉浦重剛「日本教育原論」、三島通庸「国のすがた」、岩崎田実也「皇道要論」、筒井明俊「国体学」「国家演義」、二一年には、福沢「尊王論」、尾崎行雄「帝室論」、二二年には、内藤耻叟「国体發揮」、二三年には美甘政知「天地組織之原理」や神道の教義の雑誌も続出した。「教育勸語」の「謹解」にいたっては枚挙の遑もないほどであった。しかし、「家」が「家父長」を中心に統制された「国体」であり家産の保持が農業維持に必要であり、祖先教・家名の護持が大切であるという「教義」を、家族国家主義体制との関連において、組織的体系的に明確に打出したのは、恐らく、穂積八束が最初でないかと思われる。少なくとも、法制上の制度としての「家」のあり方は、彼によって、はじめてイデオロギー的に確立されたのであった。恐らく、それは、元来イデオロギーの成立が、自己に対立するイデオロギーの克服において、もつとも強力且つ厳正な形式で可能になるからであろう。

いいかえば、民法典論争という歴史的事件を契機として、はじめて家族国家主義・家族制度イデオロギーは、十分に体系化された法制上のイデオロギーとして登場することができたのであった。その結果、延期派論者達は、このようなイデオロギーの支持者として、法典論争以後も独自の立場に立たざるをえなくなるが、断行派の方においては、「民法出デテ忠孝亡ブ」の論理を破りうるだけの準備がなかったために敗北こそしたが、却って、論争を通じて自己のイデオロギーの独自性を認識することができたわけで、熊谷教授のいわれる「法学イデオログの統一」という史的意義を、民法典論争に見出すことはできないように思われるのである。断行派の梅博士や岡村司が、明治民法制定以後も、家族制度の批判者として一貫したことは周知の通りであるし(とくに、梅「家族制ノ将来ヲ論ズ」志林四卷三三号、岡村司については、玉城「家族国家思想」二九四頁以下がくわい、穂積八束ら「延期派」論者が、「日本主義」の発想を加えて、ますます強力な家族国家主義イデオログに生

長していったことも広く知られている。

× × ×

紙数の都合上、十分な実証的分析と、それに基づく法典論争の意義づけの展開をなしえなかったが、別の機会に補うこととし、最後に要点を記しておこう。

第一に、法典論争は、階級イデオロギーの対立であつたけれども、経済的階級性・学閥・職業・出自などで明確に区別できる二派の対立、というような図式論的把握には、多くの留保を要すること。

第二に、しかし、延期派・断行派を通じ政治的イデオロギー（婚姻イデオロギー）の系譜的構造と対立が、「論争」の過程でかなり整理された状況を示し、相互の緊張・対立関係を通して、それぞれ独自の価値体系を再編成することとなったこと（「西村」村田型の確立、その「啓」。儒教主義的家族国家主義的イデオロギーは、「論争」によって、その典型的な存在形式を明らかにすることができ、以後、ほとんど完璧な形態で保守的イデオログに継承されていった—ということとは、法典論争が、天皇制家族国家主義体制の確立に、意外に重要な役割を果たしたということである。断行派の見解は、少なくとも家族制度や国体については明確でなかったけれども、「論争」の過程で統一的法典の即時実施を主張することによって、「此擾々タル風俗習慣中……旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基ク、ベキモノ甚多シ……奮ツテ之ヲ打破シ、濼除スルコトニ力メザルベカラズ……」というように（「発行ノ辞ト共ニ法治協会ノ主義綱領ヲ」、「前向き」の姿勢を、いつのまにか強化することになった。そして、事実、婚姻イデオロギーの系譜は、「論争」以後にも、具体的に継承されていくのである（この詳細は、前掲「拙稿」法律時報報、通巻四一巻五月号にゆずる）。だから、「法学イデオログの統一」という意義を、民法典論争に求めることはムリなように思われるのである。

第三に、人を延期派・断行派に動機づけたものは、多分に「学閥」ないし「学派的」利害であったとはいへ、これのみを絶対的「動機」となしえないこと前言の通りであった。ということは、民法典論争が、「明治絶対主義の矛盾」として創出された事件というよりも、「反動化」した産業ブルジョアジーと地主層を根幹とする、新たな明治資本主義の発展過程における、支配者間の新法典の編纂・実施をめぐる「主導権争い」だったためである。このような争いであれば、明確な二派の対立として固定的に規定するのは正しくないけれども、山田顕義をピラミッドの頂点とする司法省の機構が、統一内閣への従属を拒否せんとした動向を一つの脈絡としてくみとることはできるし、初年以來、「司法」「法治」のイニシヤティブをとってきたフランス法学派⇨司法官僚が、近代法の適用によって産業資本の成長に第一に貢献してきたという実績も、保守的官僚イデオログたる延期派の攻撃を促す大きい要因だったと思われるのである。

われわれは、以上の三点を更に実証的に、今後追求していかなねばならない。